

**地域子供の未来応援交付金**  
**「つながりの場づくり緊急支援事業」に係るQ&A**  
**(令和3年4月23日版)**

**<つながりの場づくり緊急支事業の概要>**

Q1 つながりの場づくり緊急支援事業の概要を教えてください。

(答)

- 長引くコロナ禍により、子供の貧困問題が一層重要な課題となる中、子供の社会的孤立や孤独が懸念されています。
- これを受け、「地域子供の未来応援交付金」のメニューとして「つながりの場づくり緊急支援事業」を新たに追加し、地方公共団体が、子供の居場所づくりなどをNPO等に委託して実施する場合に、時限的に、補助率をこれまでの1/2から3/4に引き上げることとしました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(Q23参照)を合わせて活用いただくことで、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%になります。

**<つながりの場づくり緊急支事業の実施期間>**

Q2 「つながりの場づくり緊急支援事業」は時限的とのことであるが、事業実施期間はいつまでなのか。来年度も継続されるのか。

(答)

- 「つながりの場づくり緊急支援事業」は、現時点では、本年度末までの事業です。このため、本年度末までに、地方公共団体がNPO等に委託して実施した居場所づくりなどに要した費用が補助対象となります。
- 来年度も本事業を継続するか否かについては、現時点では未定であり、国の令和4年度予算要求に向けて検討していくこととしています。

**<委託先の団体①>**

Q3 委託先の「NPO等」にNPO等以外の社会福祉協議会、株式会社や任意団体は含まれるのか。

(答)

- 委託先は、地方公共団体において委託事業を実施できると判断するのであれば、NPOのほか、社会福祉協議会、株式会社や任意団体も含まれ、法人格の種類や有無は問われません。

**<委託先の団体②>**

Q4 地方公共団体から、子供の居場所づくりなどの事業を社会福祉協議会に委託した上で、社会福祉協議会が事業を実施するNPO等を募集の上、当該NPO等へ再委託をしても、補助対象となるか。

(答)

- 地方公共団体の財務規則等に基づく適正な再委託であれば、補助対象になります。

### <行政直営と委託を組み合わせた場合>

Q5 子供の居場所づくりを実施する際、例えば、同じ場所で、1週間のうち2日間を地方公共団体が直営で実施し、4日間を地方公共団体がNPO等に委託して実施する場合、補助対象となるか。

(答)

- 地方公共団体が直営で実施する2日間は、「地域子供の未来応援交付金」の従来のメニューが適用となり、補助率1/2となります。新型コロナウイルス感染症対応事業として実施する場合は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を合わせて活用いただくことで、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の10%になります。なお、新型コロナウイルス感染症対応でない事業は、同臨時交付金を活用することはできません。
- 地方公共団体がNPO等に委託して実施する4日間は、「つながりの場づくり緊急支援事業」が適用となり、補助率が3/4となります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を合わせて活用いただくことで、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%になります。

### <委託以外に補助対象とならないか>

Q6 地方公共団体が、子供の居場所づくりなどを実施するNPO等に委託ではなく、補助をする場合に、当該補助について、「つながりの場づくり緊急支援事業」を利用して、国から補助を受けることはできないか。

(答)

- 「つながりの場づくり緊急支援事業」を含む「地域子供の未来応援交付金」は、子供の貧困対策を実施する地方公共団体に対しての交付金であることから、ご質問のようなNPO等への補助の場合には、補助の対象外となります。

### <補助対象となる事業>

Q7 「つながりの場づくり緊急支援事業」の補助対象となる事業は何か。

(答)

- 補助対象となる事業は、地方公共団体からの委託を受けてNPO等が実施する
  - ・ 子ども食堂やフードパントリー、フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
  - ・ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
  - ・ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置
  - ・ その他上記に類する事業であって、子供等を行政等の必要な支援につなげる事業です。

### <「必要な支援」につなぐことについて>

Q8 居場所などを利用する子供等を行政等の必要な支援につなげるとされているが、どのように行えばよいのか。

(答)

- 「つながりの場づくり緊急支援事業」は、コロナ禍における子供の居場所づくりが主眼であり、例えば、子ども食堂やフードパントリーなどを実施するNPO等が、支援の必要がある子ども等を発見した際に、委託元の地方公共団体へ連絡いただくなど、つなぐ必要がある子ども等を発見した際に、適切な行政機関を紹介していただければよく、結果としてつないだ実績がなくても委託費の支払いは可能です。

### <既存の居場所などへの補助>

Q9 補助対象となるのは、新規に立ち上げる居場所などに限られるのか。既存の居場所などでも補助対象となるのか。

(答)

- 長引くコロナ禍により、活動を休止されている居場所もあります。
- こうした中、地方公共団体からの委託を受けてNPO等が実施するのであれば、新規に立ち上げる居場所などに限らず、既存の居場所なども、「つながりの場づくり緊急支援事業」の補助対象になります。

### <居場所づくりの実施期間等>

Q10 地方公共団体が委託してNPO等が実施する居場所づくりの実施期間の長短等によって、補助対象となったり、ならなかったりするのか。例えば、令和3年度中の1か月間のみ居場所づくり事業をNPO等に委託して実施する場合にも補助対象となるのか。

(答)

- 地方公共団体が委託してNPO等が実施する居場所づくりの実施期間の長短等によらず、令和3年度中の1か月間のみ委託事業を実施する場合も補助対象になります。

### <生理の貧困対策における活用>

Q11 いわゆる生理の貧困対策として、居場所などを利用する子供に当面必要な生理用品を配付するための購入経費も補助対象になるか。

(答)

- 補助対象となる事業は、地方公共団体からの委託を受けてNPO等が実施する
  - ・ 子ども食堂やフードパントリー、フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
  - ・ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
  - ・ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置
  - ・ その他上記に類する事業であって、子供等を行政等の必要な支援につなげる事業です。
- 上記の事業の中で、子供へ生理用品を配付する場合にも補助対象になります。生理用品を配付する場合のみも補助対象になります。

### <交付決定前の委託事業への補助>

Q12 国からの交付決定前に、NPO等と委託契約をしている居場所なども補助対象となるのか。

(答)

- 国からの交付決定前に、委託契約に基づき事業を開始した場合には、「つながりの場づくり緊急支援事業」の補助対象にはなりません。経費を伴う行為は、必ず交付決定日以降に実施するようお願いいたします。

### <補助対象となる経費>

Q13 補助対象となる代表的な事業（子ども食堂・フードパントリー・フードバンク・学習支援）ごとに、補助対象となる経費を教えてください。

(答)

- 子ども食堂やフードパントリー、フードバンクでは、委託事業の実施に伴う、開催に係る人件費やボランティア等の保険料、会場借料、食材や使い捨て食器類の購入費（消耗品費）、食材等の運搬費、水道光熱費、開催案内作成費（印刷製本費）等が補助対象となります。
- 学習機会を提供する委託事業の場合には、上記に加え、学習に必要な教材やタブレット等の購入費（消耗品費）や通信費も補助対象となります。
- さらに、委託事業の実施に伴って必要な感染防止対策に係る経費（マスクや消毒液等購入費）も補助対象となります。
- 補助対象となる経費について不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <補助対象となる経費別の補助上限>

Q14 補助対象となる経費で、経費の種類ごとに上限額はあるのか。

(答)

- Q13 にあるとおり、補助対象となる経費については、開催に係る人件費やボランティア等の保険料、会場借料、食材や使い捨て食器類の購入費（消耗品費）、食材等の運搬費、水道光熱費、開催案内作成費（印刷製本費）等がありますが、経費の種類ごとに上限額はありません。
- 補助対象となる経費について不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <居場所の賃貸に必要な経費>

Q15 居場所づくりのための場所の確保のため、委託先のNPO等が不動産を借りる場合、賃借料・敷金・礼金は補助対象となるか。

(答)

- 賃借料・敷金・礼金とも補助対象になりますが、敷金は事業終了後（最長で令和3年度末まで）に返金された場合、返金された額は補助対象になりません。
- なお、管理費や清掃料のような、毎月の支出となる経費についても、補助対象になります。
- 補助対象となる経費について不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <令和3年度予算に必要な予算が計上されていない場合の交付申請>

Q16 「つながりの場づくり緊急支援事業」の交付申請の開始が本年3月26日からだったため、居場所づくりなどのための委託事業の実施に必要な予算が地方公共団体の令和3年度予算に盛り込まれていないが、どのようにすればよいか。

(答)

- 長引くコロナ禍により、子供の貧困問題が一層重要な課題となる中、子供の社会的孤立や孤独が懸念されています。
- 地域の子ども食堂やフードパントリーなどの声も参考に、地域の実情を踏まえつつ、令和3年度の補正予算や流用など柔軟にご対応いただきながら、必要な財源確保に努めていただき、積極的な交付申請をしていただきますようお願いいたします。
- なお、交付申請は、随時受け付けています。

### <交付申請件数・委託先団体数の上限>

Q17 「つながりの場づくり緊急支援事業」の交付申請件数や委託先団体数に上限はあるのか。

(答)

- 交付申請件数・委託先団体数のいずれも上限はありません。
- ただし、「つながりの場づくり緊急支援事業」で令和3年度に執行できる予算額は総額15億円ですので、交付決定できるのは15億円の範囲内となりますので、交付申請の総額が15億円を超える場合は、先に交付申請があったものから交付決定を行います。

### <交付決定までの期間>

Q18 交付申請は随時受付とのことだが、申請後、交付決定までどの程度期間がかかるのか。

(答)

- 通常であれば、交付申請から決定までに1か月程度かかります。
- 交付決定について、不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <1 委託団体当たり 125 万円の上限>

Q19 補助基準額は1 委託団体当たり 125 万円とされているが、1 団体当たりの委託費が 125 万円を超える見込みの場合、どのように交付申請すればよいか。

(答)

- 1 団体当たりの委託費が 125 万円を超える見込みの場合は、当該委託に係る実施期間や実施個所を分割するなどして、複数に分けて交付申請することが可能です。
- なお、複数に分けて交付申請をする場合は、委託契約も複数に分ける必要がありますので、ご留意下さい。

### <「委託費が総事業費の8割以上」要件の趣旨>

Q20 「委託費が総事業費の8割以上」の要件は、どのような趣旨で設けられたのか。

(答)

- 「委託費が総事業費の8割以上」の要件の趣旨は、補助基準額 125 万円のうち、100 万円（8割）以上をNPO等への委託費とするとともに、残額は、居場所づくり事業の広報や委託先NPO等との連携・支援を行うなど、委託事業の執行管理において、必要に応じて地方公共団体が直接執行する事業についても交付金の補助対象とするためのものです。
- なお、交付申請・決定時の委託予定額が、事業受託先決定に当たっての入札等の結果、減額となり、結果的に総事業費の8割を下回ってしまった場合には、8割以上の要件を満たすところまでが補助対象となりますので、ご留意下さい。  
例えば、総事業費 100 万円、委託費 80 万円、地方公共団体の直轄事業経費 20 万円で交付決定を受け、その後の入札等の結果、委託費が 60 万円となった場合には、(60 万円を8割として) 75 万円までが補助の対象となります。
- 不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <他の補助金等との併給調整>

Q21 委託先のNPO等が、「つながりの場づくり緊急支援事業」以外の国、地方公共団体、民間からの補助金等を受給している場合、「つながりの場づくり緊急支援事業」の補助対象となるのか。

(答)

- 国による補助金等の重複支給を避けるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を除き、「つながりの場づくり緊急支援事業」の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならないとしています。
- このため、「つながりの場づくり緊急支援事業」と、各府省の他の補助金等で支援を受ける事業内容が重複していない場合は交付申請できますが、申請する対象経費が、明確に区分されている必要があります。
- また、地方公共団体や民間からの補助金等を受給している場合も、上記と同様の取り扱いをお願いします。
- 上記について不明な点があれば、内閣府子どもの貧困対策担当へお問い合わせ下さい。

### <委託先NPO等への負担軽減>

Q22 NPO等の中には、事業を受託したくても事務体制が十分でない団体も見受けられるが、こうした団体の事務体制をサポートするための費用も、「つながりの場づくり緊急支援事業」の補助対象となるか。

(答)

- 「つながりの場づくり緊急支援事業」では、例えば、
  - ・ 事務も含めた委託事業を実施するために必要なNPO等における人件費や、
  - ・ 委託元の地方公共団体が、委託先NPO等との連携・支援を行うための経費についても補助対象となります。
- なお、NPO等の受託団体の負担軽減の観点から、受託団体から地方公共団体への提出資料などは可能な範囲内で最小限にさせていただくなど、ご配慮をいただくよう、お願いいたします。

### <新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について>

Q23 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請方法を教えてほしい。

(答)

- 令和3年4月1日付け事務連絡「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の取扱について」を各都道府県財政担当課、市町村担当課、地方創生担当課あてに内閣府地方創生推進室から発出しており、その中に実施計画の作成と提出などについて詳しく記載されております。
- 例えば、令和3年度実施計画の提出期限は、第1回が4月30日（金）12時までとなっておりますが、これは早期の交付を希望する場合で提出は任意となっております。第2回は7月30日（金）12時までで、これは原則全団体となっております。
- なお、「地域子供の未来応援交付金を活用したつながりの場づくり緊急支援事業」については交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）に該当します。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金について不明な点があれば、地方創生臨時交付金ポータルサイトをご覧ください。か内閣府地方創生推進室臨時交付金担当へお問い合わせ下さい。

(以上)